

# 経済建設常任委員会会議録

平成23年 7月 11日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 11:25

## 案 件

1. 請願第 1号 明星寺地区採石場周辺市道における大型車両(車幅2.5m以上)の通行禁止を求める請願  
(現地視察)
- 

### 委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「請願第1号 明星寺地区採石場周辺市道における大型車両(車幅2.5m以上)の通行禁止を求める請願」を議題といたします。

これから現地視察を行いますので、暫時休憩いたします。

休 憩 10:00

再 開 10:00

委員会を再開いたします。

### 土木管理課長

提出資料の図面の関係でございます。一部訂正がございますので、訂正のほどよろしく願いたいと思います。右端のほうの小正交差点から450メートルは940メートルでございますので、訂正のほどよろしく願いたいと思います。940メートルでございます。

### 委員長

質疑を許します。質疑はありませんか。

### 道祖委員

車両制限令の抜粋を提出していただいておりますけれど、ちなみに大型のダンプというのは車幅はいくらあるんですか。私知らないんで。

### 土木管理課長

正式には2メートル49センチぐらいになります。車両制限令では2メートル50センチという形になっております。

### 道祖委員

大型のダンプとか大型トラックというのは当然これは通産省の車の規格があると思うんですけど、その企画からいくと大型トラックの車幅というのは2メートル49センチが最大ですか。

### 土木管理課長

いま言われます車両の幅の最高限度額ということで、第3条の中に法第47条第1項の車両の幅重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は次のとおりとするということで、車幅として2.5メートルと書かれております。

### 委員長

他に質疑はありませんか。

### 瀬戸委員

先日議会のときに共産党の宮嶋議員が質疑をされましたが、その件でちょっと私もこの車両制限令の6条の2項とか4項にどうのこうのという話があったと思うんですが、それをもう一

度説明していただけますか。どういうことを言われていたのか。

土木管理課長

車両制限令第6条の1項としましては、「市街地区域外の道路（道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したものを除く。以上事項において同じ。）で、一般の通行とされているもの又はその道路におおむね300メートル以内の区間ごとに待避所があるもの（道路管理者が自動車の交通量が多いため当該待避所のみでは車両のすれ違いに支障があると認めて指定したものを除く。）を通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5メートルを減じたものをこえないものでなければならない。」これが6条の1項でございます。その2といたしまして、「市街地区域外道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員の2分の1をこえないものでなければならない。」と車両制限令ではなっております。先日宮嶋議員が言われた分が、22組の分については幅員的には5メートル以下ではないか、300メートルはないのではないかという形を言われておりました。その分ですれ違い可能な箇所としまして私どもといたしましては6条の1項という形で前の委員会のときにもさせていただきましたが、300メートル以内に待避所があるものとされていますが、車両制限令第3条1項の1において車両の幅等の最高限度額が示されております。この幅で2.5メートルとされています。このことから幅員が5メートルあれば、車両のすれ違いに支障がないと判断されておりますので、6条でいう待避所は必要ないものと私どものほうで判断して、6条1項という形で説明させていただいております。

瀬戸委員

この22組というのは青い線のほうですか、赤い線のほうになりますか。これは外側線があるかないかの線になっていますけど、どの辺になります。

土木管理課長

この線でいきまして、22組の分は赤い線の分になります。

瀬戸委員

となると、車両幅員が5メートル未満で赤いラインの279メートル、いわゆる300メートルないので待避所とかはまだいらぬという法律の中におさまるんですかね。

土木管理課長

そういうふうに土木管理課としては解釈しております。

瀬戸委員

これが赤いラインから青い外側線なしのところに入っていったときに、茶色5メートル以上あると。そして何カ所かちょっと三角にふくらんだ所がありますが、茶色の所で2カ所ですかね、ここがいわゆる車の離合ができるという判断しておられるということでしょうか。

土木管理課長

この図面上に書いております茶色い部分については、離合ができるということで解釈しております。

瀬戸委員

法律でいけば、その300メートル以内であれば離合場所はまだいらぬと。これで300mを超えたときは離合場所、いわゆる待避所ですか、がいます。5メートルを超えた場合は待避所はいらぬと。5メートルを超えた道路と、この茶色の部分ですね、飯塚市道でそこだけが幅が5メートル以上あるから、いわゆる待避所代わりになるという判断をしておられるということでしょうか。

土木管理課長

待避所という形ではございませんけど、通常どおりの通行ができる、離合ができるという考えを持っておりますので、いらぬという形を考えております。

瀬戸委員

今から現地に行くわけですけど、これを見る限りですとね、結局外側線ありの5メートルを超えた所は何カ所があるわけですね。あとは5メートル未満、この左側の青い所のちょこちょこ茶色が入っている所は問題ないだろうと私たちも思うんですけども、法律的に言ったらこの赤い279メートル、300メートルない、ほとんど300メートルに近いと、一番問題はこのラインだろうと思うんですね。ただ法的に言えば300メートルないから、いわゆる待避所とかがいらないですよと、離合場所がいらないんですよということですけど、一番ここに住宅が密集してる、子どもさんたちが学校に行かれてると。このへんの問題が一番上がってくるけど、法律的にはこのまま行けば明らかですけど、法律的には何も問題ないと、結局そういうことですよ。

土木管理課長

法的に解釈しますとそういうことでございます。

瀬戸委員

となると、今から現地視察に行って、法律的に問題のないものを見に行って、あとは地元の方ですね、要望が危険だとか通学路で非常に困ってるんだと、ダンプの台数が多く通るから困ってるんだと、そういう問題になってくるかと思うんですよ、現地で。となると、今の22組が困っている問題を取り上げて委員会をやっていくというわけにはいかんでしょうから、これはまた陳情なりですね、歩道を付けてくださいとか、そういう形になってくるんでしょうけど、これは現地に行く必要がありますか、委員長。現地に行くのは行っていいんですが、これ以上この件に関してですね、やりとりしてももう結論はここで出ているわけですから、あとはどういうふうな運びになるんですか。ちょっとわかりません。事務局わかりますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:11

再開 10:15

委員会を再開いたします。

小幡委員

おはようございます。今いただいた資料の図面の中の、外側線あり、この279メートルの区間、請願要望どおりですね、通行止めが可能なのが。もしくは大型の車両の時間制限、時間制限の朝何時から、もしくは夕方何時の制限、通行禁止というような措置ができるかどうか、その2点お答えください。

土木管理課長

いま言われまして案件につきましては、市のほうで判断はできかねますので、公安委員会との協議が必要になってくると思っておりますので、公安委員会と協議させてもらいたいと思います。

小幡委員

公安委員会ですね。車両制限令の中では、法律的にはだめだと。でもやはり地域の状況に応じては、そういう通行制限をかけてる場所があるかと思うんですね、全国どこでも。この請願どおり、この前も本会議場で宮嶋議員が言われたのは基本的に法律に則って施行するのではなくて、現地の人たちが困ってるということを我々委員会に投げかけられてるんですよ。ですから、法律というのは変えていいというのも法律ですので、いま課長答弁されましたけども、手順をちょっと教えていただきたい。まずはいま言う通行止めができるかできないか、もしくは時間制限を、通行制限ですね、をかけるのであれば、こういった方法があるかをちょっと教えていただけますか。

土木管理課長

まず地元からの同意あたりがいますし、そして公安委員会との打ち合わせになって

くるだろうと思っております。大きくはそのくらいの形なのかなと思いますけど。

小幡委員

飯塚市が道路管理してますので、何か方法があるかと思えます。今日の委員会では即答はちょっと無理でしょうから、その点ちょっと調べとっていただけませんか。よろしくお願ひします。

委員長

それでは現地視察のため、暫時休憩いたします。

休憩 10:18

( 現地視察 )

再開 11:20

委員会を再開いたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

この区間において、路側帯の幅員は具体的にどうなっているのか、次回確認したいのでよろしくお願ひします。

委員長

よろしいですか。

土木管理課長

分かりました。

委員長

よろしくお願ひします。

他に質疑はありませんか。

松延委員

明星寺団地入口までのこの区間ですが、通学路に指定されているのかどうか、教育委員会に確認してください。

委員長

これについては確認してください。

他に質疑はありませんか。

小幡委員

今回該当するのは嘉飯山砂利組合のほうですかね。砂利組合の定款と営業許可の資料を確認したいんですけど、どうでしょうか。

都市建設部長

嘉飯山砂利組合の採石の許可は、担当が経済部のほうになりますけれども、この場におりませんので、私のほうからはお答えできません。

委員長

それでは、商工観光課に確認してもらって、提出できるようであれば出してもらうように連絡してください。

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

この場に商工観光課はおられません、採石場跡地利用計画の図面等が県のほうから来ておりました。その進行状況を商工観光課のほうはちゃんと見守ってきておられると思いますが、その計画図及び進行具合について質問したいと思ひますので、その資料関係も提出していただきたい。

委員長

その件についても確認しておいてください。

他に質疑はありませんか。

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。